

鹿角市告示第46号

地方税法第410条第1項の規定により決定した固定資産の価格等を同法第411条第1項の規定に基づき固定資産課税台帳に登録したので、同法第411条第2項の規定に基づき、告示する。

平成30年3月30日

鹿角市長 児 玉 一